

高松市放課後児童クラブ運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第1項の規定に基づき、市が放課後児童健全育成事業（同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下「放課後児童クラブ」という。）を実施することに関し必要な事項を定めることにより、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、もって児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 放課後児童クラブは、市内の小学校区ごとに開設し、高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年高松市条例第85号）に定める基準に従い、運営する。

(職員の職種及び人員)

第3条 市長は、放課後児童クラブごとに、放課後児童支援員及び補助員（以下「支援員等」という。）を配置する。

2 支援員等の配置基準は、別表第1のとおりとする。

(支援員等の職務)

第4条 放課後児童支援員の職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 遊びを中心とした生活指導
- (2) 児童の健康管理及び安全管理
- (3) 計画的な指導をするための年間、月間、週間計画等の立案
- (4) 保護者負担金の収納
- (5) 諸帳簿などの記入及び保管
- (6) 児童の事故に対する応急措置
- (7) 保護者との連絡調整
- (8) 小学校及び関係機関との連絡調整
- (9) 施設、物品等の管理及び清掃
- (10) 月報の提出
- (11) 放課後児童クラブ運営委員会の庶務
- (12) その他放課後児童クラブの運営に必要な事務処理

2 補助員は、前項各号の放課後児童支援員の職務を補助するものとする。

(開設期間)

第5条 放課後児童クラブの開設期間は、4月1日から翌年の3月31日

までとする。

(開設時間)

第6条 放課後児童クラブの開設時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開設時間を変更することができる。

(1) 高松市立学校の管理運営に関する規則(昭和33年高松市教育委員会規則第6号)第3条第1項に規定する休業日(次条各号に掲げる日を除く。) 午前8時から午後6時30分まで

(2) 前号に掲げる日以外の日 下校時から午後6時30分まで

(休業日)

第7条 放課後児童クラブの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休業日を変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(支援の内容)

第8条 市長は、放課後児童クラブにおいて、入会児童(第11条第1項又は第15条第3項の承認を受けた児童をいう。以下同じ。)に適切な遊び及び生活の場を提供するものとする。

(対象児童及び定員)

第9条 放課後児童クラブを利用することができる児童(以下「対象児童」という。)は、市内に住所を有する者のうち、次に掲げるいずれかの要件に該当する児童であって、小学校から帰宅する時間において、その保護者が労働等のため、常態として家庭にいないもの又はこれに準ずるものとする。

(1) 別表第2に掲げる小学校に在籍する児童

(2) 別表第2に掲げる小学校に入学が予定されている児童

(3) 前2号に掲げる児童に準ずるものとして市長が認める児童

2 前項の規定にかかわらず、児童の保護者が正当な理由がなく第16条第1項の利用料又は第23条の延長利用料を滞納している者であって、市長が特に認めるものであるときは、当該児童は対象児童としない。

3 第1項第2号に掲げる児童の放課後児童クラブの利用の始期は、当該小学校の第1学年に入学を予定している年度の4月1日とする。

4 放課後児童クラブの定員は、原則として別表第2のとおりとする。

(入会の申請)

第10条 放課後児童クラブに入会を希望する対象児童の保護者(以下「申

請者」という。)は、高松市放課後児童クラブ入会申請書(様式第1号)及び勤務証明書を市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(入会の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、入会の適否を決定し、入会を承認したときは高松市放課後児童クラブ入会承認通知書(様式第2号)により、入会を承認しないときは高松市放課後児童クラブ入会不承認通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定を行うときは、あらかじめ第26条に規定する放課後児童クラブ運営委員会の意見を聴かなければならない。

(申請内容の変更)

第12条 入会児童の保護者は、入会時の入会申請内容に変更が生じた場合は、速やかに高松市放課後児童クラブ利用変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(退会)

第13条 入会児童の保護者は、放課後児童クラブの利用の必要がなくなったときは、速やかに高松市放課後児童クラブ退会届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、入会児童を放課後児童クラブから退会させることができる。

(1) 入会児童が対象児童でなくなったとき。

(2) 入会児童又は入会児童の保護者が、放課後児童クラブの運営に著しく支障を来し、又はそのおそれのあるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に退会させる必要があると認めるとき。

3 市長は、前項の決定を行うときは、あらかじめ第26条に規定する放課後児童クラブ運営委員会の意見を聴かなければならない。

(夏休み期間中の休会)

第14条 夏休み期間(高松市立学校の管理運営に関する規則(昭和33年教育委員会規則第6号)第3条第4号に規定する夏季休業日の期間をいう。以下同じ。)に限り放課後児童クラブを利用する必要がない入会児童の保護者は、あらかじめ、高松市放課後児童クラブ夏休み休会届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(夏休み期間中のみの入会)

第15条 市長は、第9条第4項に規定する定員の範囲内において、前条の規定により高松市放課後児童クラブ夏休み休会届を提出した児童の人数も勘案し、夏休み期間に限り利用を希望する対象児童を入会させることができる。

2 夏休み期間に限り放課後児童クラブの利用を希望する対象児童の保護者は、高松市放課後児童クラブ入会申請書(夏休み期間限定)(様式第7号)及び勤務証明書を市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、入会の適否を決定し、入会を承認したときは高松市放課後児童クラブ入会承認通知書(様式第2号)により、入会を承認しないときは高松市放課後児童クラブ入会不承認通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の決定を行うときは、あらかじめ第26条に規定する放課後児童クラブ運営委員会の意見を聴かななければならない。

(利用料)

第16条 入会児童の保護者は、放課後児童クラブの運営に要する費用の一部として、別表第3に規定する利用料の当月分をその月の末日(その日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日、土曜日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日)までに納入しなければならない。ただし、第14条の規定により夏休み期間中休会する場合における8月分に係る利用料は、無料とする。

2 月の途中で入会し、又は退会する場合(次項から第5項までに掲げる場合を除く。)において、次のいずれかに該当するときは、その利用料は別表第3に規定する額の2分の1の額とする。

(1) 入会日がその月の15日以降であるとき。

(2) 退会日がその月の15日以前であるとき。

(3) 入会日と退会日が同月で、入会していた期間が15日以内であるとき。

3 7月の途中で入会し、当該入会日が7月14日以前であって、その後第14条の規定により夏休み期間中休会する場合における7月分に係る利用料は、別表第3の7月の項(夏休み休会児童の区分に限る。)に規定する額とする。

4 7月の途中で入会し、当該入会日が7月15日以降であって、その後第14条の規定により夏休み期間中休会する場合における7月分に係る利

用料は、別表第3の7月の項（夏休み限定利用児童及び夏休み休会児童の区分を除く。）に規定する額の2分の1の額とする。

5 夏休み限定利用児童（前条第3項の承認を受けた児童をいう。以下同じ。）が夏休み期間中の7月の途中で入会し、又は退会する場合における7月分の利用料は、別表第3の7月の項（夏休み限定利用児童の区分に限る。）に規定する額とする。

6 利用料は、高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）第27条第2項の納入通知書又は高松市放課後児童クラブ利用料納入通知書（口座振替用）（様式第8号）により徴収する。

（利用料の免除）

第17条 市長は、入会児童の属する世帯全員が次のいずれかに該当する場合は、原則として申請のあった日の属する月分からの利用料を免除することができる。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合

（2）当該年度分の市町村民税が課税されていない場合

（事業の利用に当たっての留意事項）

第18条 入会児童の保護者は、第1条の目的達成のため、支援員等に協力するものとする。

2 入会児童は、放課後児童クラブの設備等の利用に当たっては、支援員等の指示に従うものとする。

（緊急時等における対応方法）

第19条 支援員等及び入会児童は、非常災害又は児童のけがなどの緊急時には、別に定める緊急時対応マニュアルに従い、対応するものとする。

（非常災害対策）

第20条 市長は、非常災害時の入会児童の安全の確保を図るため、非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、放課後児童クラブを実施する施設の見やすい場所に、その概要を掲示するとともに、あらかじめ、他の関係機関や地域住民等との連携協力体制を整備するものとする。

（虐待防止のための措置）

第21条 支援員等は、虐待防止のため、別に定める児童虐待対応マニュアルに従い、虐待の早期発見と適切な対応に努めるものとする。

（延長利用）

第22条 市長は、入会児童の保護者の急な残業等やむを得ない事情のた

め利用時間を延長する必要がある場合には、通常の開設時間に引き続いて午後6時30分から30分を超えない範囲において、当該入会児童の利用時間を延長することができる。

2 前項に規定する延長利用を希望する入会児童（以下「延長利用児童」という。）の保護者は、あらかじめ高松市放課後児童クラブ延長利用申込書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を調査し、延長利用の必要があると認めるときは、利用時間を延長するものとする。

（延長利用料）

第23条 延長利用児童の保護者は、利用時間延長に要する費用の一部として、各月において延長利用児童1人につき日額100円に延長利用日数を乗じて得た額の延長利用料を、当該延長利用をした月の翌月の末日（その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日）までに納入しなければならない。

（開設期間中の閉鎖）

第24条 市長は、開設期間中に次のいずれかに該当するときは、放課後児童クラブを閉鎖することができる。

（1）学校教育に著しく支障を来す状態となったとき。

（2）市長が放課後児童クラブの運営を継続することが不可能と判断したとき。

（保険の加入）

第25条 入会児童の保護者は、市長が指定する傷害保険に入会児童を加入させなければならない。

（放課後児童クラブ運営委員会）

第26条 市長は、各小学校区ごとの放課後児童クラブの適正な運営を図るため、当該小学校区における入会児童の保護者、関係団体の代表等で構成する放課後児童クラブ運営委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

2 委員会は、民生委員児童委員、PTA、子ども会育成会等の関係団体、入会児童の保護者及び当該放課後児童クラブに係る小学校の各代表者並びに放課後児童支援員からなる委員6人以上で組織し、委員長は、民生委員児童委員の代表者をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

5 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。ただし、当該会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

6 委員長が必要と認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

7 委員会には顧問を置き、当該放課後児童クラブに係る小学校の校長（次条の規定により放課後児童クラブの運營業務の全部又は一部を委託した場合は、委託先団体の代表者）をもって充てる。

（委託）

第27条 市長は、放課後児童クラブの円滑な運営を図るため、営利を目的としない団体のうち、相当と認めるものに放課後児童クラブの運營業務の全部又は一部を委託することができる。

（苦情への対応）

第28条 市長は、苦情を受け付けるための窓口を各小学校区の放課後児童クラブ内に設置するとともに、苦情受付担当者を定めるものとする。

2 前項の規定により受け付けた苦情については、別に定める苦情対応マニュアルに従い、対応するものとする。

（委任）

第29条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（高松市放課後児童クラブ実施要綱の廃止）

2 高松市放課後児童クラブ実施要綱（平成23年4月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行前に前項の規定による廃止前の高松市放課後児童クラブ実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。
- 2 改正前の高松市放課後児童クラブ運営要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 改正前の様式第1号及び様式第7号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正前の様式第1号及び様式第7号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 支援員等配置基準（支援単位ごと）

支援単位ごとの入会児童数	放課後児童 支援員	補助員
(1)入会児童数が45人未満のとき	1人(※2人)	1人(※0人)
(2)入会児童数が45人以上67人未満のとき	1人(※2人)	2人(※1人)

注

- 1 支援単位とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第2項に規定する支援単位をいう。
- 2 ※の規定は、一つの小学校区において開設する放課後児童クラブの支援単位数が1である場合について適用する。

2 加配基準（放課後児童クラブごと）

条 件	放課後児童 支援員	補助員
(1) 障害児を2人以上受け入れたとき	—	1人
(2) 入会児童数が30人以上で、障害児を1人以上受け入れたとき	—	1人
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき	必要な人数	必要な人数

別表第2（第9条関係）

小 学 校（区）	定 員
東植田	10人
鶴尾、前田、植田、屋島東、塩江、庵治	40人
鬼無、川岡、牟礼、牟礼南	60人
仏生山	70人
花園、木太、古高松、屋島、川添、三溪、檀紙、下笠居、川島、十河、古高松南、木太北部、牟礼北、浅野、香南、川東、大野	80人
屋島西、国分寺北部	100人

亀阜、弦打、国分寺南部	110人
太田、香西、一宮、中央	120人
高松第一	140人
新番丁、木太南	150人
栗林、林、円座、太田南、多肥	160人

別表第3（第16条関係）

利用の区分		利用料	
		月曜日から金曜日まで 利用する場合 (週5日利用)	月曜日から土曜日ま で利用する場合 (週6日利用)
7月及び8月を除く月		月額 5,000円	月額 7,000円
		月額 5,000円	月額 7,000円
7月	夏休み限定利用児童	月額 2,500円	月額 3,500円
	夏休み休会児童	月額 3,000円	月額 4,500円
8月(夏休み限定利用児童を 含む)		月額 9,000円	月額 11,000円

(宛先) 高松市長 申請者(保護者)住所 〒

運営委員会 委員長印

高松市

ふりがな

申請者(保護者)氏名

高松市放課後児童クラブ入会申請書

高松市放課後児童クラブへ入会したいので次のとおり申請します。
 なお、入会申請に対する決定のため、住民基本台帳により世帯員等を確認されること及びこの申請内容について放課後児童クラブ運営委員会に諮られることを承諾します。

ふりがな				性別	生年月日	小学校名	学年
児童氏名				男・女	年 月 日	小学校	年
入会希望日	年 月 日	利用形態	<input type="checkbox"/> 月曜日から金曜日 利用 <input type="checkbox"/> 月曜日から土曜日 利用		週 日利用予定		
保護者の状況							
氏名	続柄	年齢	保護監督できない理由	勤務先	家を出る時刻	帰宅時刻	
			就労・()		:	:	
			就労・()		:	:	
連絡先	自宅電話番号 携帯電話番号(続柄:) 勤務先電話番号(続柄:)			携帯電話番号(続柄:) 勤務先電話番号(続柄:)			
祖父母の状況							
続柄	氏名	年齢	就労の有無	住所地(申込児童との同居の別及び同居でない場合の住所)			
父方	祖父		有・無	同居・校区内・その他			
	祖母		有・無	同居・校区内・その他			
母方	祖父		有・無	同居・校区内・その他			
	祖母		有・無	同居・校区内・その他			
父・母・祖父母を除く、同一住所に住んでいる人(敷地内同居を含む)					緊急連絡先(優先順位の高い順に記入)		
氏名	続柄	年齢	勤務先又は学校名等		電話番号	続柄等	送迎
				1			
				2			
				3			
				4			
学校指定変更(越境入・通学)及びその事由				留守家庭児童での越境の場合の身元引受人			
している・していない	留守家庭児童・その他			氏名		続柄	
免除申請	夏休み期間の利用について			健康状況(病歴・手術歴等)		服用中の薬	
する・しない	休会する・休会しない						
入会を希望する児童が下記に該当する場合は□にレ印を記入してください。				アレルギー等		かかりつけの病院等	
<input type="checkbox"/> 身体障害手帳又は療育手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書を持っている <input type="checkbox"/> 公的機関等により障がい有していると認められている <input type="checkbox"/> 小学校の特別支援学級に在籍している <input type="checkbox"/> 医療的ケアを必要としている				その他、集団生活をする上で伝えておきたいこと			

※記入もれがないよう、消せないペンで記入してください。

※2部提出(コピー可)してください

-

年 月 日

様
(-)

高松市長

高松市放課後児童クラブ入会承認通知書

高松市放課後児童クラブへの入会につきましては、次のとおり承認したので通知します。

児童氏名	(生年月日) 年 月 日 (性別)					
クラブ名				対象年度	年度	
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
利用区分						
利用料(月額)	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	円	円	円	円	円	円
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	円	円	円	円	円	円
*利用期間内に放課後児童クラブの利用の必要がなくなったときは、高松市放課後児童クラブ退会届を提出してください。						
*入会時の申請内容に変更が生じたときは、高松市放課後児童クラブ利用変更届を提出してください。						

【お問い合わせ】

高松市役所子育て支援課

TEL 087(839)2354

年 月 日

様
(ー)

高松市長

高松市放課後児童クラブ入会不承認通知書

高松市放課後児童クラブへの入会につきましては、次のとおり承認できませんでしたので通知します。

記

児童氏名	(生年月日) 年 月 日 (性別)
クラブ名	
不承認の理由	

【お問い合わせ】

高松市役所子育て支援課

TEL 087(839)2354

—

年 月 日

(宛先) 高 松 市 長

保護者 住 所

氏 名

高松市放課後児童クラブ利用変更届

次のとおり高松市放課後児童クラブ利用申込内容について変更したので、届けます。

児童氏名	(生年月日) 年 月 日 (学年) 年 (性別)	
クラブ名		
変更日	年 月 日から	
変更の理由	該当する番号を○で囲んでください。 1 保護者の勤務先又は勤務時間が変わった。 ※勤務証明書を添付してください。 2 住所又は氏名が変わった。 3 その他 ()	
変更内容	変更前	変更後
備 考		

※2部提出してください。

様式第5号(第13条関係)

—

年 月 日

(宛先) 高 松 市 長

保護者 住 所

氏 名

高松市放課後児童クラブ退会届

次のとおり高松市放課後児童クラブを退会したいので、届けます。

児童氏名	(生年月日) 年 月 日 (学年) 年 (性別)
クラブ名	
退会の理由	
退会日	年 月 日
備考	

クラブ処理欄 (○を付ける)	
利用区分	月～金 ・ 月～土
退会月の利用料納付	未 ・ 済 (円)
還付 (請求書)	有 ・ 無

様式第6号(第14条関係)

—

年 月 日

(宛先) 高 松 市 長

保護者 住 所

氏 名

高松市放課後児童クラブ夏休み休会届

次のとおり、夏休み期間中、高松市放課後児童クラブを休会したいので、届けます。

児童氏名	(生年月日) 年 月 日 (学年) 年 (性別)
クラブ名	
休会の理由	
休会期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

クラブ処理欄 (○を付ける)	
利用区分	月～金 ・ 月～土
7月分利用料納付	未 ・ 済 (円)
8月分利用料納付	未 ・ 済 (円)
還付 (請求書)	有 ・ 無

(宛先) 高松市長 申請者(保護者)住所 〒

運営委員会 委員長印

高松市

ふりがな

申請者(保護者)氏名

高松市放課後児童クラブ入会申請書(夏休み期間限定)

高松市放課後児童クラブへ入会したいので次のとおり申請します。
 なお、入会申請に対する決定のため、住民基本台帳により世帯員等を確認されること及びこの申請内容について放課後児童クラブ運営委員会に諮られることを承諾します。

ふりがな				性別	生年月日	小学校名	学年
児童氏名				男・女	年 月 日	小学校	年
入会希望期間	年 月 日 年 月 日	利用形態	<input type="checkbox"/> 月曜日から金曜日 利用 <input type="checkbox"/> 月曜日から土曜日 利用		週	日利用予定	
保護者の状況							
氏名	続柄	年齢	保護監督できない理由	勤務先	家を出る時刻	帰宅時刻	
			就労・()		:	:	
			就労・()		:	:	
連絡先	自宅電話番号 携帯電話番号(続柄:) 勤務先電話番号(続柄:)			携帯電話番号(続柄:) 勤務先電話番号(続柄:)			
祖父母の状況							
続柄	氏名	年齢	就労の有無	住所(申込児童との同居の別及び同居でない場合の住所)			
父 方	祖父		有・無	同居・校区内・その他			
	祖母		有・無	同居・校区内・その他			
母 方	祖父		有・無	同居・校区内・その他			
	祖母		有・無	同居・校区内・その他			
父母祖父母を除く、同一住所に住んでいる人(敷地内同居を含む)				緊急連絡先(優先順位の高い順に記入)			
氏名	続柄	年齢	勤務先又は学校名等	1	電話番号	続柄等	送迎
				2			
				3			
				4			
学校指定変更(越境入・通学)及びその事由				留守家庭児童での越境の場合の身元引受人			
している・していない	留守家庭児童・その他			氏名		続柄	
免除申請	健康状況(病歴・手術歴等)			服用中の薬			
する・しない							
入会を希望する児童が下記に該当する場合は□にレ印を記入してください。				アレルギー等		かかりつけの病院等	
<input type="checkbox"/> 身体障害手帳又は療育手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書を持っている <input type="checkbox"/> 公的機関等により障がい有していると認められている <input type="checkbox"/> 小学校の特別支援学級に在籍している <input type="checkbox"/> 医療的ケアを必要としている				その他、集団生活をする上で伝えておきたいこと			

※記入もれがないよう、消せないペンで記入してください。

※2部提出(コピー可)してください

-

年 月 日

様
(-)

高松市長

高松市放課後児童クラブ利用料納入通知書(口座振替用)

あなたの納入すべき高松市放課後児童クラブ利用料は、下記のとおりです
ので通知します。なお、この利用料は、あなたからの口座振替(自動払込み)依頼
に基づき、下記の預貯金口座から振り替えます。

記

通知書番号		科 目		雑入	
児 童 氏 名	(生年月日)		年 月 日	(性別)	
ク ラ ブ 名				対象年度	年度
月 別	利用料	納期限 (振替日)	月 別	利用料	納期限 (振替日)
4 月 分	円		1 0 月 分	円	
5 月 分	円		1 1 月 分	円	
6 月 分	円		1 2 月 分	円	
7 月 分	円		1 月 分	円	
8 月 分	円		2 月 分	円	
9 月 分	円		3 月 分	円	

金融機関名			支店名	
預金種別		口座番号	口座名義 人	

*振り替えされた金額は、預貯金通帳によって確認してください。

【お問い合わせ】

高松市役所子育て支援課

TEL 087(839)2354

様式第9号(第22条関係)

() 放課後児童クラブ

—

高松市放課後児童クラブ延長利用申込書 (年 月分)

児童氏名

保護者氏名

次のとおり延長利用を申し込みます。

なお、延長利用料はクラブ利用料の納入義務者が納入します。

No.	月/日	曜日	迎えに来る人	延長利用の理由	利用時間
1					～ :
2					～ :
3					～ :
4					～ :
5					～ :
6					～ :
7					～ :
8					～ :
9					～ :
10					～ :

利用日数集計

—